

令和3年度第10回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金) 午後3時30分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	3番	池本	英夫	2番	草刈	章博	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	17番	西沖	和己
18番	平尾	晴次			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第5号 農用地利用配分計画書(案)の意見決定について

議案第6号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第7号 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後3時02分)
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第10回智頭町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして小林会長にご挨拶を願います。</p>
会 長	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。</p> <p>皆さんも、家族おそろいで健やかな新年をお迎えになった事と思います。</p> <p>本日、令和3年度第10回智頭町農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には、ご多用のところご出席いただきありがとうございます。</p> <p>最近、新型コロナウイルスも、鳥取県におきましては昨年11月11日1件の新規感染者の発生以降、ずっと発生がなく経過しておりましたけど、1月4日に4件、5日が3件、6日が24件。今日の報告では15件。東部では7件、中部で1件、西部で7件ということで、明日の新聞に載るではなからうかと、こういうふうに思っているところでもあります。</p> <p>しかしながら、この新型コロナウイルスの感染が強いとされている新型のオミクロン株の感染が本県で確定されたというふうに発表がありました。一日も早い終息を願うものでもあります。</p> <p>また、コロナウイルスの感染拡大が受けた経済対策が、2021年度補正予算によりまして、昨年12月20日に参議院本会議において賛成多数で可決されました。一般会計の総額は35兆9895億円ということでございますけれども、補正予算としては過去最大で、その内農林水産省関係では8795億円計上されたということでございます。</p> <p>農業関係予算は特に、米の需給対策が柱となっておりますのでございます。特に米の需給対策では、産地との連携を保ち、中長期に根ざす関係者間におきまして共有し、計画的な作付け転換を進めていかなければならないということでございますので、智頭町もこれから再生協議会等々において、県の再生協議会からある程度の数値が決まりましたら、割り当てが来るものと考えております。それによって今度は智頭町に、それぞれ集計してみても多ければ転作をできる限りお願いをしていかなければならないということが生まれてくるのではないかと思っているところでもございます。</p> <p>そこで私、節目と致しまして、令和3年度1年間の農地制度の主な動きを振り返ってみたいと思っておりますけれども、政府与党は昨年5月、我が国の農地を持続的に活用する為の方針と致しまして、人・農地など関連施策の見直しについてということで取りまとめをやらせられ、人・農地プランの令和4年の法定化ということで取り組みをやっているといかなければならないと。あるいは、そのものによっては地域との話し合いで将来の農地利用の姿を目標地区にせよということも言われておりまして、これを明確化していくということ</p>

	<p>になろうかと思っております。このことは、今年の通常国会におきまして、これに沿った関係法案が提出されるのではなかろうかと思っているところでもあります。</p> <p>また、昨年12月に改訂されました農林水産業・地域の活力創造プランは、昨年6月に閣議決定されました規制改革実施計画を踏まえたものではなかろうかと感じているところでもあります。農業者の減少や遊休農地の拡大が懸念される中で、食料の安定供給の確保、自給率の向上を図りつつ、魅力ある農業・農村を築いていくことが、各方面から求められていることは言うまでもありません。</p> <p>また、人・農地などの関連施策の見直しにつきましては、人・農地プランの法定化する方向を打ち出し、同プランを持続、反復出来る取り組みとして、地域農民への理解の浸透を図ることを目的とされております。</p> <p>そこで、改正農地中間管理事業法では人・農地プランの実質化を推進するための、地域の話し合いにおける市町村と農業委員会の役割が明確化されたところでもあります。</p> <p>農業委員会は今後、目標地区の実現に向けて農地の情報や、出し手あるいは受け手の意向などを関係機関と共有しながら、農業者に対する中間管理事業活用の働きかけを進めることが強く求められているというのが実状であります。</p> <p>以上、農地制度で感じましたところを述べさせていただきましたが、やはり我々農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、農地利用の最適化、あるいは人・農地プラン、それから規制改革等このような情勢を踏まえ、課せられた職責を全うしていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。</p> <p>尚、本日は3条議案、あるいは非農地の関係等々、議案を審議していただくことにしておりますので、皆さんから十分な審議をしていただきますよう、宜しくお願い申しまして、簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、12番 細山周一委員、13番</p>

事務局書記	<p>國岡智志委員にお願いをいたします。</p> <p>議案の審議に入る前に、議案第6号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」申請人から取下げの申出があったため、事務局より議案の取り扱いについて説明させていただきます。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>日程第3 議案第6号で審議を予定しておりました「地籍調査に伴う農地の地目認定について」ですが、申請人から取下願の提出があり、昨日1月6日付けで受付致しました。</p> <p>つきましては、審議の必要がなくなったため、本議案は取下げとなります。以上です。</p>
議長(会長)	<p>以上のおりでございます。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用です。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、2件提出がありました。</p> <p>なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の3ページをご覧ください。番号1番です。</p> <p>農地の所在が大字横田字南田386番、地目は田、面積1085㎡です。</p> <p>権利種別は3条の無償移転、贈与です。</p> <p>譲渡人は兵庫県加古川市西神吉町岸500番地37の●●●●●さん。譲受人は大字横田130番地の●●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、●●●●●さんの経営廃止、●●●●●さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておられ</p>

	<p>ますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。黄色く塗りつぶしているの申請地の、左上に位置する●●●●●さんの家屋が譲受人の居宅となります。2ページに公図、3ページに現況の写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p>
1番(会長)	<p>譲渡人と譲受人ですが、●●●●●さんが本家、●●●●●さんが分かれ家という関係だそうです。この圃場は現在、積雪のため現地確認できませんでしたが、毎月パトロールをやっていますので確認は出来ております。日頃の管理も分家の●●さんが十分やられておられたので、問題ないと思います。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく、3ページをご覧ください。番号2番です。</p> <p>農地の所在が大字新見字岡ノ内695番、地目は畑、面積427㎡です。権利種別は3条の無償移転、譲渡です。</p> <p>譲渡人は大字新見207番地の●●●●●さん。譲受人は大字新見699番地の●●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、●●さんの農地集積効率化のための規模縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の4ページをご覧ください。新見川を渡った山際の農地で、黄色く塗りつぶした申請地の隣が譲受人の●●さんの居宅です。</p> <p>5ページに公図、6ページに現況の写真をつけております。</p>

	<p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>譲渡人である●●●●さんの住宅から、申請地の畑は少し離れておりまして、6ページの下の写真の左に見える家が受け手の●●さんの家でして、目の前が畑ということです。不便を感じた●●さんが、逆に畑で野菜を作りたい●●さんに譲り渡すということです。1月5日に本人からの意思を確認し、現地も確認して、問題ないと判断しましたことを報告します。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、番号3について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく、3ページをご覧ください。番号3番です。 農地の所在が大字駒埴字前側706番、地目は畑、面積266㎡です。 権利種別は3条の有償移転、売買です。 譲渡人は鳥取市北園二丁目111番地の●●●●さん。譲受人は大字智頭1820番地の●●●●さんです。 申請事由としましては、●●さんの経営規模縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。 農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。 場所ですが、申請位置図の7ページをご覧ください。国道373号沿いにある青く囲った居宅が●●さん所有の居宅で、その裏にある赤く囲った農地が申請地となります。 8ページに公図、9ページに現況の写真をつけております。 以上です。</p>

議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、12番 細山周一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
12番	<p>報告いたします。</p> <p>12月24日に現地を確認しました。申請者双方に電話で確認致しましたところ、ここは写真にあるようにしばらく耕作していない、草刈り程度の管理の場所ですが、耕作できる状態なのかと。渡し人は市内に出ている方なので、この程度かなと。管理等々の問題も●●さんがされるとということで申請どうりで間違いないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号3は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の4ページをご覧ください。番号1です。</p> <p>農地の所在が三田字和田口73番1。地目が畑で、面積26㎡です。土地の所有者が兵庫県加古川市西神吉町岸500番地37の●●●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては「平成9年頃、町道三田中田線道路工事に伴い農地使用できなくなり、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の10ページに位置図をご覧ください。三田側から木材団地に向かう町道の、入り口の右側になります。</p> <p>11ページには公図を、12ページには現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお</p>

8 番	<p>願っておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>議案書には加古川の●●●●●さんとありますが、申請書には委任状が出ておまして、●●●●さんが届けられております。</p> <p>1 2 ページの写真を見ても分かるように、作れない状態になっているので非農地にしたいということです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第 2 号 番号 1 について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第 2 号 番号 1 は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、番号 2 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく 4 ページ、番号 2 です。</p> <p>二筆ありまして、一筆目が惣地字岸ヶ鼻 399 番 1、地目、畑、面積が 8.17 m²と、二筆目が同じく岸ヶ鼻 402 番 1、地目、畑、面積 221 m²の、合計 229.17 m²です。</p> <p>所有者の方が新見 699 番地の●●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては「30 年以上使用せず、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の 1 3 ページに位置図を付けておりますけれども、惣地川に沿った集落奥にある位置になります。</p> <p>1 4 ページには公図を、1 5 ページには現況写真を付けております</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、1 3 番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
1 3 番	<p>報告します。</p> <p>所有者の●●さんですが、先ほど 3 条で報告した●●●●●さんのお母さん</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>になります。1月5日に電話で確認させていただきましたところ、ずいぶん昔、おじいさんの時にこの土地を所有されたそうですが、亡くなられてから家族の方は一回も使用していないそうです。現地には雪がありましたが、15ページにある現地写真を見る限り、申請どおりでよろしいかと思えます。以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 では、私から。写真では30年以上ということですが、隣接の農地との関係はどうでしょうか。日照とかで、隣接農地への支障、影響はないのでしょうか、木がありますが。</p>
<p>13番</p>	<p>この畑地の周りですが、宅地になっておりまして、周りに農地がありません。ですので、問題ないものだと思います。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号 番号2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、日程第2 議案第3号「農業振興域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>智頭町長から農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興整備計画の変更について、昨年11月17日付で意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるもので、農業振興地域からの除外の案件になります。 議案書の5ページをご覧ください。番号1です。 申請者は山根5番地7の●●●●●●さん。建築物等設置者は智頭2668番地1の有限会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●さん。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>場所は三田字和田口66番、地目は田で、面積が2435㎡になります。事由としては資材置き場に転用のためとなっております。</p> <p>場所ですけれども、申請位置図の17ページに位置図を付けております。先ほど非農地申請でご審議いただいた案件の下に広がる農地となります。</p> <p>18ページに公図、19ページに土地利用計画図、20ページに現況の写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
<p>8番</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>1月5日に、申請代理人の●●●●●さんとお話いたしました。</p> <p>申請人は現在、資材置き場として使われている土地が久志谷の集落内にあり、大きな車輛が中々通りにくいということと、近隣の住人や児童なりがいて、工事車両が通るのにも危ないということを指摘されているそうです。</p> <p>また、資材置き場も出入りを禁じているときでも、部外者の出入りがあるということでもちょっと不安を感じており、そのため、今よりより広い道路に隣接した土地なり危険性を考えて、この土地への移転の計画を立てたということです。</p> <p>この地は現在、遊休農地になりつつあり、近年耕作されておられません。毎年のパトロールでも、背丈ぐらいの草が生えたりしているところです。</p> <p>隣は耕作してありますが、多分しっかりとしたブロックを積んでもらえば影響はないと思われまます。そのため、除外申請をお願いしたいということでした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>賛成多数ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p>

事務局書記	<p>智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので、意見を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の6ページをご覧ください。 昨年12月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書（案）意見の決定を求められました。 利用権設定面積ですが、全て田で29,031㎡です。利用権を設定する者が12名、受ける者が4名です。期間としては、3年から5年未満が1,099㎡、5年から10年未満が27,932㎡となります。 それでは、7ページ、8ページで詳細について説明いたします。 （議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明） 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第3 議案第5号「農用地利用配分計画（案）の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用配分計画書（案）の提出があったので、意見を求めるものです。 議案第5号につきましては、2番 草刈章博委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p style="text-align: center;">（草刈章博委員退席 午後4時9分）</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の9ページをご覧ください。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>昨年12月20日付けで智頭町長から農用地利用配分計画書(案)意見の決定を求められました。</p> <p>これは基盤法で農地中間管理機構に設定された農地を、次の受け手に繋げるというもので、10ページから12ページはその明細となっております。</p> <p>(議案書に基づいて、農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>草刈章博委員の復席を認めます。</p> <p>(草刈章博委員復席 午後4時11分)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>次に、日程第3 議案第7号「農地利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。</p> <p>農地法第38条第1項の規定により、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善意見を決議するものです。</p> <p>これより、事務局に「令和3年度 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書」を配布させます。</p> <p>(事務局書記、議案第7号別冊を配布)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>ただいまお配りしました、「令和3年度 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書」をご覧ください。</p> <p>先ず、一点修正があります。宛名の智頭町議会議長が昨年時点の議長名となっておりますので、現在の議長に修正させていただきます。失礼致しました。</p>

	<p>それでは内容を説明させていただきます。 (朗読と説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 最適化推進委員の方は、議決権はありませんが意見を言っていいただいて結構です。</p>
17番	<p>「(2) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて」ですが、提出先が町長、議長宛です。末尾に「農家の所得低下が懸念される。県・国へ制度改正の見直しを要望されたい。」と触れてありますが、これは智頭町のみならず他の市町村、ここら辺との歩調ということがあって力強く前に進む事柄だと思うんですけども、そこら辺の事情はどのようになっているのか、現状の情報がありますか。</p>
事務局長	<p>鳥取県議会11月定例会でこの問題について、問題意識を持って質問された議員さんがおられました。県の方もかなり問題意識を持っておられまして、機会を捉えて国への要望をするといった答弁を知事がされておりました。</p>
17番	<p>二点目です。「(4) そば、キクイモ等の収穫経費の助成について」です。あるいは「(8) 特産品の新規開発」。これに関連したことですが、助成という名の歳費や支援という言葉で括ってあるんですが、これの見通しみたいなものを、もう少し丁寧というか数字的なものなり、方向性というようなことについて触れた方が、もう少しいいんじゃないかと思うんですけども。 例えば、「現状の耕作面積がこれくらいで、農家の意識としては、遊休農地解消のために意欲的に取り組むような状況が見受けられる」などと言うような、もう少し前向きな展望として触れた方がいいんじゃないかと思うんですけども。</p>
議長(会長)	<p>言われるとおり、そのとおりであります。 皆さんが提示された内容で本日の意見等でまた一部変更したりして詰めたものを一応出させていただくということですが、これにつきましては、数字的には申し上げないですが、挨拶のやる毎に農地の持続可能な農業の取り組みだとか、面張対策だとか、これを各農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが、割り当てられた担当区域の実態を農地パトロール等々で現地を十分理解していただいておりますということになりますれば、やはりそういう農地パトロールの中で、うちのところはどうも耕作放棄地であるとか、遊休農</p>

	<p>地であるとか、そういうところのある程度の数字というものは、本来は皆さんの方からまとめていただいて、こういう状況だと。それは何かと言いますと、8月にやります農地利用状況調査。これである程度の数字が掴めると私は思うんですよ。そういう面において、西沖委員が言われましたように、そういうものの集積をして、ある程度のたたき台を作って、その例が先月ですか、例のモアの関係とドローンの関係がありましたな。あれと一緒にだと私は思うんですが。やはり、そのものについては、ハードは出来てもソフト面についての面張りをどのようにして、現状把握をしてみて、それによってそのベースの中でどのような対策を講じていくかということが言われるとおりで必要であろうというふうに思っておりますので、これにつきましても、今回の意見書では肉付けが出来ないと思いますけれども。</p> <p>それからもう一点は、キクイモであるとかあるいはソバであるとかいうのは、特産品のご関係がございますので、これについては合わせてまとめるか、あるいはその状況を見てですよ、皆さんの意見を聞いてから、まとめて意見書として提出させていただくということになろうかと思えます。言われるとおりで、ある程度のたたき台が必要になってくると思います。ですから、状況においては、意見書の中に数字の表を作ったりして、年度毎のある程度の動きもちょっと若干なりとも肉付けをして、それで議会の方なり町長の方も、その現状を把握できる環境の、今後は構築していく必要があるではなからうかなという感じを受け取りました、ええ。</p> <p>事務局の方から何か、よろしいかな。</p>
事務局長	<p>いただいたご意見を踏まえ、少し肉付けした形で検討したいと思います。</p>
議長(会長)	<p>他に、質疑、ご意見はありませんか。</p>
14番	<p>最後の「(11) 農業補助のあり方について」ですが、智頭町独自の補助をやっておられるようですが、令和3年度、今日の議題にも載っておりますけれども、横田の方で優良・・・がずっと広がって優良農地になっていくといった事例が、これ町の補助でやられたんですよね。こういったことも今後、4年度以降も続いてあるかっていうのは分かりませんが、こういう良い事例を今後も続けていただくようなことを、ちょろっとこの11番の中に入れ込んでいただけたらありがたいですね。</p>
事務局長	<p>私、農業委員会事務局長という立場と山村再生課長という立場、中々ちょっとこの場では言いにくいことがあるんですけど、ただ、基本的には農地利用の最適化、適正化に向けた町独自の施策にいつとる分ですけど。</p> <p>そうは言ったって、いかにして財源を確保するかというジレンマもあったりして、ただ引き続き以降も取り組んでいくという趣旨の回答にはなろうかと思えます。</p>

議長(会長)	<p>課長も板挟みであれですが、いま小宮山職務代理が言われましたことにつきまして、今度町長に意見書を提出したとき、議会に意見書を提出したときに、その内容につきましては、強く要請をしていくというふうに思っております。そういうことをご理解をしていただきたいと思います。</p> <p>その他、ございませんか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
議長(会長)	<p>今の意見書の内容につきまして、まとめた方がいい項目もあるやに思うように感じましたけども、その辺りのところは皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは、最終的に皆さんからの意見を集約して、本日意見書として一応まとめをさせていただいたということでございますけれども、このまとめた内容で、一応一部事務局の方で検討していただいて、その中で集約するものは集約していただき、それによって一応意見書として出させていただくという形を取らせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
議長(会長)	<p>その他、意見はありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長(会長)	<p>その他に意見がないようですので、あとは一部手直しすべきところがあれば事務局、それから職務代理、私の方で内容を検討させていただいて、手直すところがあるならば検討させていただいて、とりまとめをさせていただくこと。それによって、議長、町長宛に意見書提出をさせていただくことによろしゅうございますでしょうか。</p> <p>(「はい」という者のこえあり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第7号の意見書につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、中身を詰めさせていただいて提出をさせていただきます。宜しく申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。</p>

閉 会	智頭町農業委員会第10回総会を閉会いたします。 (閉 会 午後4時32分)
-----	--

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年1月7日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 細 山 周一

智頭町農業委員会委員 國 岡 智 志